

## 第2節 金融安定理事会（FSB）

### I 沿革

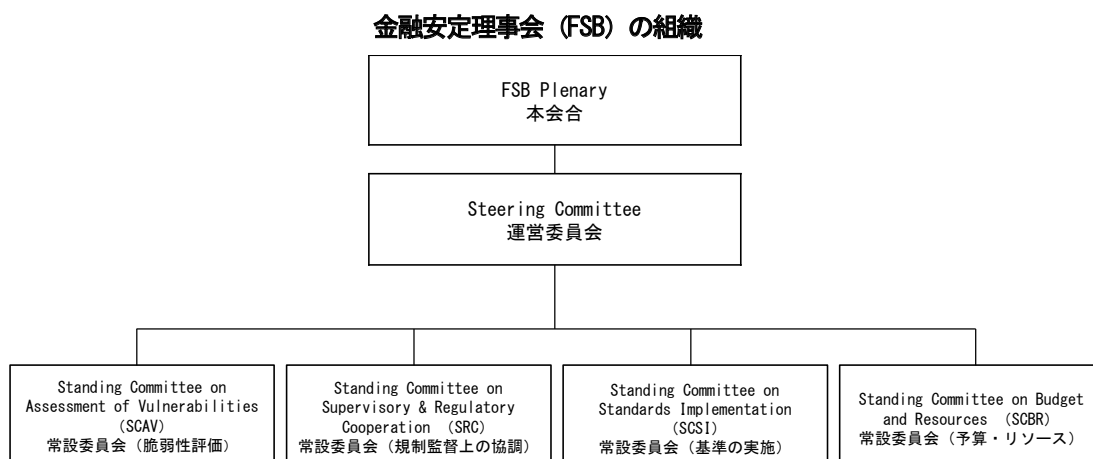
1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝染（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

その後、リーマン・ショックを契機に、FSFのメンバーをG20メンバーの財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融安定に係る国際的な課題を議論することである。

### II 組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥C I S諸国、の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。

FSBは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

### Ⅲ 主な議論

#### 1. 金融規制改革の影響評価

F S Bは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革がどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015年以降、毎年、G20サミットに向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表しており、2017年7月のG20サミットに向け、第3次年次報告書を公表。

加えて、F S Bでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参照すべき基準点を提示するため、2017年7月に「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」の策定・公表。本枠組みに沿って、店頭デリバティブの清算集中を促すインセンティブへの影響評価を開始。また、金融規制改革の金融仲介機能に対する影響評価も開始し、2018年のG20サミットまでにインフラ金融への影響の分析が取りまとめられ、日本が議長を務める2019年のG20サミットまでに中小企業金融への影響について、実質的に最終的な報告が行われる予定。

#### 2. 金融機関の実効的な破綻処理

F S Bでは、傘下の破綻処理運営グループ（R e S G: Resolution Steering Group）において、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。

また、R e S G傘下のクロスボーダー危機管理グループ（C B C M: Cross Border Crisis Management Group）において、銀行の破綻処理の実効性を向上するための検討作業が進められており、2017年7月に内部T L A C要件の実施に係るガイダンス及び、金融機関破綻時の金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンスが公表された。また、2018年6月、ペイルイン実行に関するプリンシプル及び、実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素が公表された。なお、保険会社やF M Iについても、R e S Gの傘下部会であるi C B C Mやf m i C B C Mにおいて、Key Attributesに沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

#### 3. 金利指標改革

L I B O R等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、2013年7月にI O S C Oより、金融指標全般について指標決定過程の透明性や経済実態の反映を求める「金融指標に関する原則」の最終報告書が公表された。また、G20の要請を受け、2014年7月にF S B報告書「主要な金利指標の改革」が公表され、T I B O R・L I B O R・E U R I B O Rの3指標を主な対象として、より実取引に裏打ちされた形で

指標の算出が行われるようにするための改革（IBORs改革）を進めるとともに、銀行の信用リスクを含まないリスク・フリーに近い指標（リスク・フリー・レート）の特定・活用を並行的に推進する「マルチプル・レート・アプローチ」が提言された。

上記の報告書を踏まえ、TIBORについては、全銀協TIBOR運営機関が、2014年12月以降3回の市中協議を経て、2017年2月、改革案を最終化し、同年7月24日、改革を実施した。同改革においては、TIBORの信頼性・透明性が維持・向上されるよう、各リファレンス・バンクがレート呈示を行う際のウォーターフォール構造（優先順位）を定め、実取引に依拠した呈示プロセスを統一・明確化した。

リスク・フリー・レートについては、日本銀行が事務局を務める「リスク・フリー・レートに関する勉強会」において検討が行われ、2016年12月、日本円のリスク・フリー・レートとして、日本銀行が算出・公表している無担保コールO/N物レート（TONA）が特定された。また、2018年4月、TONAの利用拡大に向けて、同勉強会により、TONAを原資産とする日本円OIS（Overnight Index Swap）の活用事例集が公表された。

また、特定のIBORが恒久的に停止した場合においても、契約の頑健性が維持されるよう、IBORの代替となる指標への移行のための手法（フォールバック）の検討が、市場参加者を中心に進められている。

海外においては、LIBORについて、2021年末以降の存続が保証されないことを前提に、リスク・フリー・レートへの移行を促進する動きが見られる。

こうした内外の動きを踏まえ、本邦市場における取引慣行・目的に照らした適切な円金利指標の選択が可能となるよう、環境整備に努めている。

#### 4. ミスコンダクト対応

金融機関の市場におけるミスコンダクト（不正行為）が、システミック・リスクにつながり得るほか、市場に対する信頼を低下させているとして、FSB等においてその対応について議論が実施されている。G20との関係では、ガバナンス・フレームワークに関するワーキング・グループ（WGGF）、報酬に係るワーキング・グループ（CMCG）、IOSCOによる市場に係るミスコンダクト分析等につき、FSBによる金融セクターにおけるミスコンダクトリスク低減の取組むこととし、定期的に進捗報告されている。

WGGFでは、民間セクターとの対話・当局間の意見交換等を通じ、2016年～2017年にかけて、各国で取られているミスコンダクト対応の取組みのストックテイクを行い、その結果を公表（2017年5月）した後、企業文化等の3テーマに論点を絞って作業を進め、2018年4月に企業及び監督向けツール集を公表した。

CMCGでは、ミスコンダクトと報酬の関連についてストックテイク等が行われてきたが、2018年3月に、2009年に公表した「健全な報酬慣行に関する原則及び実施基準」を補足するガイダンスを公表。更に、2018年5月にミスコンダクトリスクに対処するための報酬ツールに関する各国の報告枠組みを整合的にするための提言集

を策定し、パブリックコメントに付している。

## 5. レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、FSBは、2013年8月に政策提言を公表。その後、バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014年10月、2015年11月に政策提言を公表。これらの提言は、2017年以降各国における実施が求められている。

また、レポ・証券貸借取引の国際的なデータ収集と集計に関してもその細目について、政策提言を2015年11月に公表。各国において2017年末までの実施が求められている。

## 6. 気候変動が金融に与える影響

2015年9月に開催されたFSB主催「気候変動が金融の安定与える影響に関する官民会合」での議論を踏まえ、FSBのイニシアチブにより、同年12月TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは業界主導の取組みであり、金融機関や上場企業を対象とした自主的な開示原則等の策定を目的としている。2017年7月のサミットに向けて、最終報告書が公表された。

## 7. FSBピアレビュー

FSBの基準の実施に関する常設委（SCSI）では、毎年テーマを選定し、全FSBメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2017年から2018年にかけては、破綻処理計画に関するピアレビューを実施されており、2018年中のレビュー完了を見込んでいる。

## 8. コルレス銀行業務からの撤退の問題について

AML/CFT対策に係るコスト負担への懸念等から、国際的な銀行が途上国等の銀行とのコルレス契約を解消する動きが、金融包摂上の観点から問題化しているところ。

FSBは、2015年のG20サミットにおいて承認されたコルレス銀行業務からの撤退問題に係るFSBのアクションプランの実施に向け、2016年2月にコルレス銀行調整グループ（CBCG: Correspondent Banking Coordination Group）を設置。本グループでは、コルレス銀行業務の縮小の問題に対応し、BCBS、CPMI、FATF等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化

等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を行っている。CBCGのそれぞれの作業部会の取り組みについては、同年7月のG20サミットに向けて進捗報告書が公表された。その後、2017年7月に、送金業者の銀行サービスへのアクセスについて検討を行うタスクフォースが設置された。